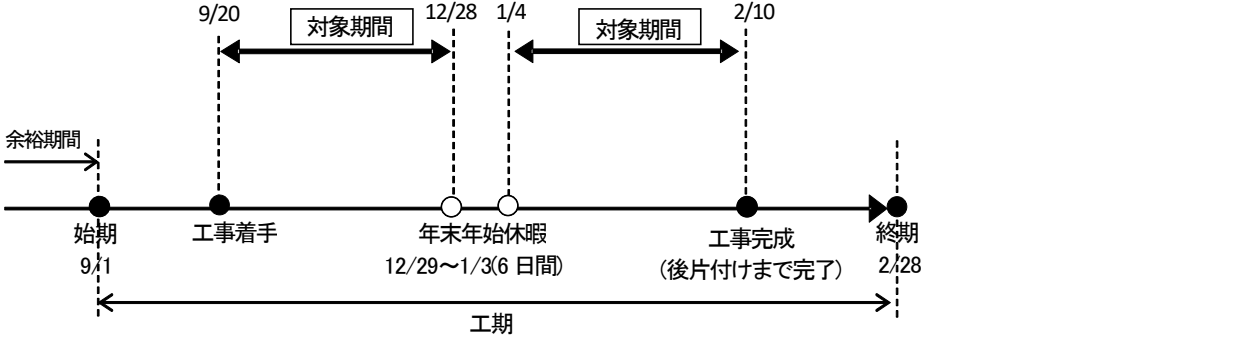
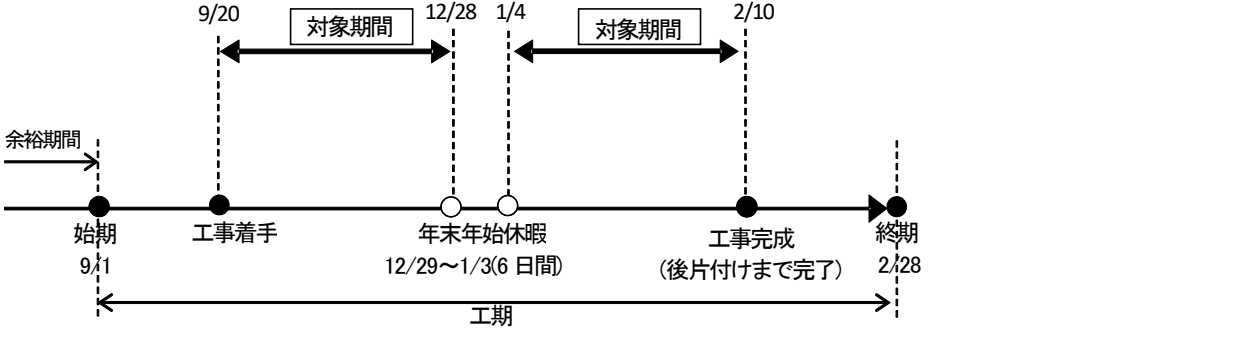
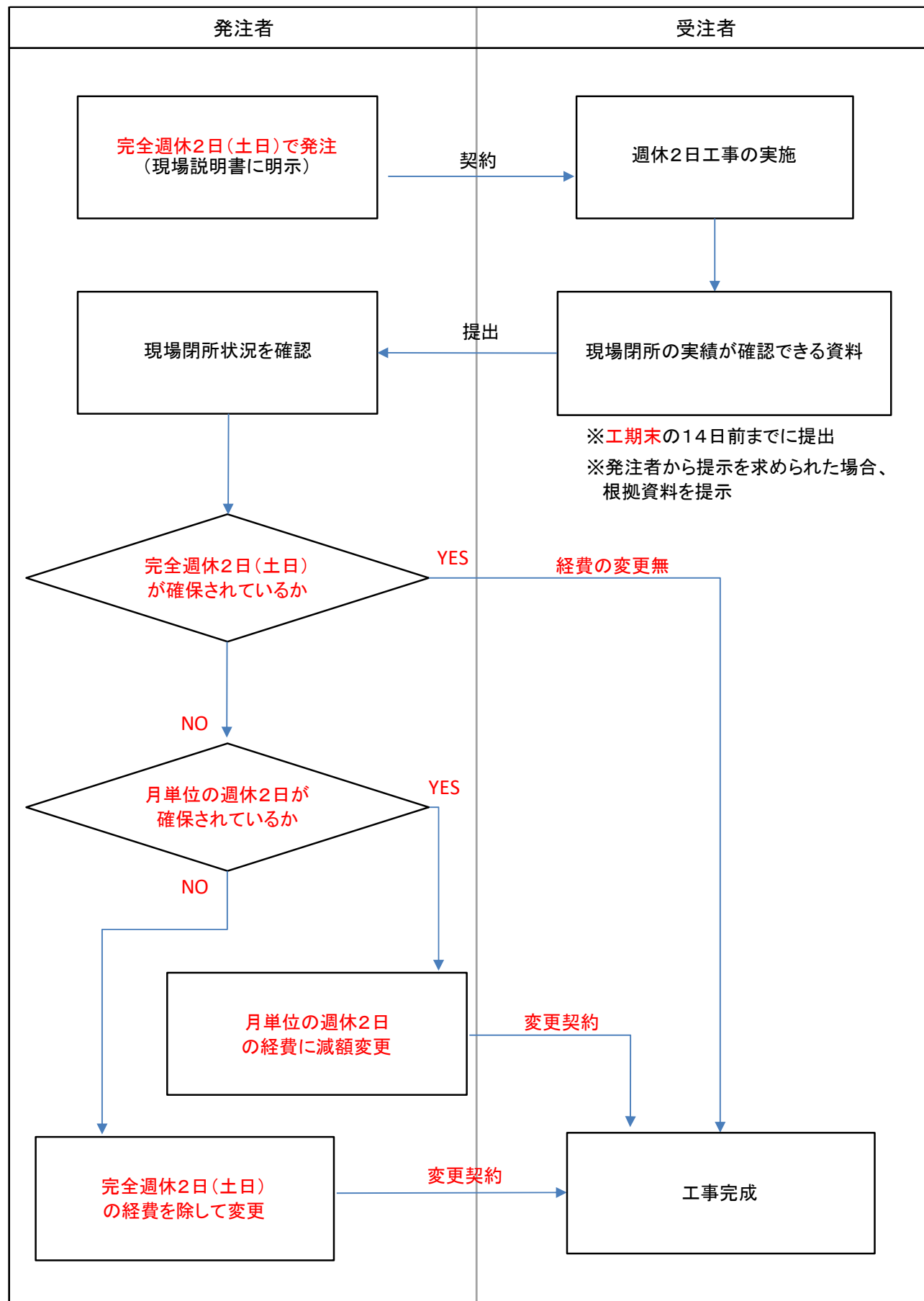


鳥取県県土整備部週休２日工事実施要領 新旧対照表

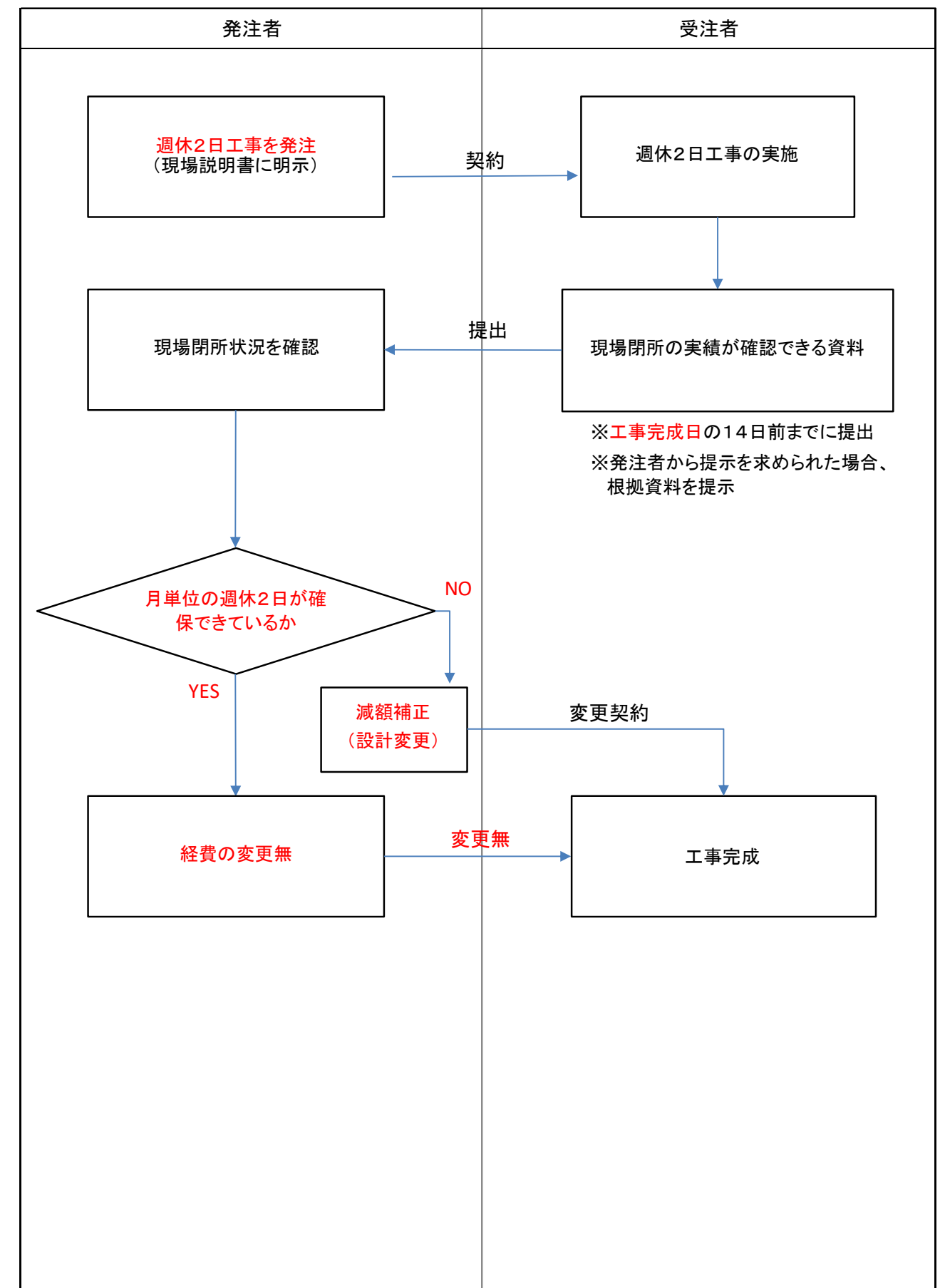
改 正 後	改 正 前
鳥取県県土整備部週休２日工事実施要領 1 趣旨 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休２日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。 本要領は、県土整備部（総合事務所県土整備局を含む。）発注の建設工事における週休２日工事の実施に必要な事項を定めたもの。 2 定義 （１）現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 <u>（２）完全週休２日（土日）：対象期間内の全ての週において、土曜日から日曜日（以下「土日」という。）に現場閉所されていることをいう。</u> <u>（３）</u>月単位の週休２日：対象期間内の全ての月<u>において</u>、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上、確保されていることをいう。ただし、暦上の<u>土日</u>の閉所で２８．５％に満たない月は、その月の<u>土日</u>の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、２８．５％以上を達成しているものとみなす。 3 実施方法 （１）県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。ただし、発注者が週休２日工事として相応しくないと判断したものは対象としない。 なお、<u>発注者は</u>、災害対応等のやむを得ない事情により、現場閉所による週休２日の対象外とする期間がある場合、現場説明書に対象外とする作業と期間を明示すること。 （２）発注者は、週休２日工事の実施に当たって、「週休２日工事」である旨を現場説明書に明示すること。 （３）発注者は、<u>土日</u>、国民の祝日、年末年始及び夏季休暇を現場閉所日（以下「休工日」という。）とすることを前提とした標準工期算定式により工期を設定すること。 （４）週休２日工事の対象期間は、工事着手日から工事完成日（後片付け期間含む）までとし、余裕期間、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、<u>（１）により</u>発注者があらかじめ対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象外とする。 【例】工期が始期９／１～終期２／２８の工事の場合  （５）受注者は、週休２日工事の対象期間において、<u>完全週休２日（土日）</u>の確保に努めること。<u>完全週休２日（土日）</u>が確保できない場合、<u>月単位の週休２日</u>の確保に努めること。なお、天候等により現場閉所した場合も、現場閉所日数に含める。 （６）受注者は、週休２日工事の対象期間において、<u>天候、災害対応等により、受注者の責によらず、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。指定した土日に代わる現場閉所日に現場閉所することで、完全週休２日（土日）を実施したものとみなす。</u> <u>なお、１週間は月曜日から日曜日までを基本とし、土日に代わる現場閉所日は、原則として同一週又は同一週の前後の週で指定するものとする。</u> <u>また、夜間工事の場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間に現場閉所されていれば、完全週休２日（土日）を実施したものとみなす。</u> 4 実施確認 受注者は、現場閉所の実績が確認できる資料（別紙「週休２日工事 休日等取得実績書（参考様式）」参照）を工期末の１４日前までに提出すること。 なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員から求められた場合に提示すること。	鳥取県県土整備部週休２日工事実施要領 1 趣旨 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休２日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。 本要領は、県土整備部（総合事務所県土整備局を含む。）発注の建設工事における週休２日工事の実施に必要な事項を定めたもの。 2 定義 （１）現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 <u>（２）</u>月単位の週休２日：対象期間内の全ての月<u>毎に</u>、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上、確保されていることをいう。ただし、暦上の<u>土曜日・日曜日</u>の閉所で２８．５％に満たない月は、その月の<u>土曜日・日曜日</u>の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、２８．５％以上を達成しているものとみなす。 <u>（３）通期の週休２日：対象期間内の現場閉所率が、４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上、確保されていることをいう。</u> 3 実施方法 （１）県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。ただし、発注者が週休２日工事として相応しくないと判断したものは対象としない。 なお、災害対応等のやむを得ない事情により、現場閉所による週休２日の対象外とする期間がある場合<u>は</u>、現場説明書に対象外とする作業と期間を明示すること。 （２）発注者は、週休２日工事の実施に当たって、「週休２日工事」である旨を現場説明書に明示すること。 （３）発注者は、<u>土曜日及び日曜日</u>、国民の祝日<u>並びに</u>年末年始及び夏季休暇を現場閉所日（以下「休工日」という。）とすることを前提とした標準工期算定式により工期を設定すること。 （４）週休２日工事の対象期間は、工事着手日から工事完成日（後片付け期間含む）までとし、余裕期間、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象外とする。 【例】工期が始期９／１～終期２／２８の工事の場合  （５）受注者は、週休２日工事の対象期間において、<u>月単位の週休２日</u>の確保に努めること。<u>月単位の週休２日</u>が確保できない場合、<u>通期の週休２日</u>の確保に努めること。なお、天候等により現場閉所した場合も、現場閉所日数に含める。 （６）受注者は、週休２日工事の対象期間において、<u>受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合、必要に応じて監督員と協議を行い、当該期間を週休２日の対象外とすることができる。</u> <u>（７）受注者は、毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めること。</u> 4 実施確認 受注者は、現場閉所の実績が確認できる資料（別紙「週休２日工事 休日等取得実績書（参考様式）」参照）を工期末の１４日前までに提出すること。 なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員から求められた場合に提示すること。

改正後	改正前
5 積算方法等 発注者は、国土交通省が定める、<u>完全週休2日（土日）</u>の補正係数を、各経費に乗じた上で発注を行うこと。 現場閉所の実績が確認できる資料により、<u>完全週休2日（土日）</u>に満たない場合、<u>月単位の週休2日</u>の補正係数に変更し、請負代金額の減額変更を行うこと。 <u>月単位の週休2日</u>に満たない場合は、<u>完全週休2日（土日）</u>の補正係数を除し、請負代金額の減額変更を行うこと。 6 その他 週休2日工事において、<u>完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日</u>が達成できなかったとしても、工事成績の減点等（ペナルティ）は行わない。 附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、平成30年10月10日から施行する。 この要領は、令和2年5月10日から施行する。 この要領は、令和3年2月10日から施行する。 この要領は、令和5年1月1日から施行する。 この要領は、令和6年5月10日から施行する。 <u>この要領は、令和7年5月15日から施行する。</u>	5 積算方法等 発注者は、国土交通省が定める、<u>月単位の週休2日</u>の補正係数を、各経費に乗じた上で発注を行うこと。 現場閉所の実績が確認できる資料により、<u>月単位の週休2日</u>に満たない場合、<u>通期の週休2日</u>の補正係数に変更し、請負代金額の減額変更を行うこと。 <u>通期の週休2日</u>に満たない場合は、<u>月単位の週休2日</u>の補正係数を除し、請負代金額の減額変更を行うこと。 6 その他 週休2日工事において、<u>月単位の週休2日又は通期の週休2日</u>が達成できなかったとしても、工事成績の減点等（ペナルティ）は行わない。 附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、平成30年10月10日から施行する。 この要領は、令和2年5月10日から施行する。 この要領は、令和3年2月10日から施行する。 この要領は、令和5年1月1日から施行する。 この要領は、令和6年5月10日から施行する。

週休2日対象工事 事務手続きフロー



週休2日対象工事 事務手続きフロー



(別 紙)

(別 紙)

(別 紙)

(別 紙)

現場閉所率について

完全週休2日(完全)	⇒ 全ての週で土日を現場閉所
月単位の週休2日	⇒ 全ての月で4週8休(28.5%(8日/28日))以上を確保

※行数等は工事毎の工期にあわせて追加

☐ 対象期間 ☒ 土曜日・日曜日

(別 紙)

(別 紙)

現場閉所率について

完全週休2日(完全)	⇒	全ての週で土日进行现场閉所
月単位の週休2日	⇒	全ての月で4週8休(28.5%(8日/28日))以上を確保

現場閉所率について

完全週休2日(完全)	⇒	全ての週で土日进行现场閉所
月単位の週休2日	⇒	全ての月で4週8休(28.5%(8日/28日))以上を確保

※行数等は工事毎の工期にあわせて追加

☐ 対象期間 ☒ 土曜日・日曜日

(別 紙)

(別 紙)

(別 紙)

(別 紙)

現場閉所率について

月単位の週休2日 ⇒ 全ての月で4週8休(28.5%(8日/28日))以上を確保

通期の週休2日 ⇒ 対象期間内で4週8休(28.5%(8日/28日))以上を確保

※1 余裕期間設定工事は実工期を記入

※2 「対象外の期間」とは、実施要領3(1)及び3(6)による、週休2日工事の対象外の期間

※3 一時中止の期間が複数期間となる場合は、適宜、行を追加して記入

※4 その他の対象外期間は、発注者が対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間を記載

※行数等は工事毎の工期にあわせて追加

□ 対象期間外 □ 対象期間 □ 土曜日・日曜日

(別 紙)

(別 紙)

現場閉所率について

月単位の週休2日 ⇒ 全ての月で4週8休(28.5%(8日/28日))以上を確保

通期の週休2日 ⇒ 対象期間内で4週8休(28.5%(8日/28日))以上を確保

※1 余裕期間設定工事は実工期を記入

※2 「対象外の期間」とは、実施要領3(1)及び3(6)による、週休2日工事の対象外の期間

※3 一時中止の期間が複数期間となる場合は、適宜、行を追加して記入

※4 その他の対象外期間は、発注者が対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間を記載

※行数等は工事毎の工期にあわせて追加

対象期間外
 対象期間
 土曜日・日曜日